

民間資金等活用事業推進委員会
第24回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第24回計画部会
議事次第

日 時：令和2年11月17日（火）10:00～11:53

場 所：オンライン開催

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響について
- (2) PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）の取組状況について
- (3) その他

3. 閉 会

○井村企画官 皆様、定刻となりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第24回計画部会」を開始いたします。

事務局であります、内閣府民間資金等活用事業推進室で企画官をしています、井村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局の方で人事異動がありましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

審議官の松本でございます。

○松本審議官 松本でございます。よろしくお願いいたします。

○井村企画官 本日は、計画部会の構成員14名のうち、12名の委員、専門委員の皆様に御出席をいただいております。

定足数の過半数に達しておりますので、部会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、以後の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 柳川でございます。

それでは、早速、本日の議事に入らせていただきます。

まずは、事務局より、議事1の説明をお願いいたします。

○事務局より、資料1-1「新型コロナウイルス感染症の影響について」を説明。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

足立委員、お願いいたします。

○足立専門委員 足立でございます。御説明ありがとうございます。

資料記載事項以外のそもそも論とかも含めての話になりますが、2、3点、意見申し上げられればと思います。

まず、1点目ですが、今回のコロナが社会、経済、地域に与えた影響は非常に大きなものがあると思いますが、その中でも、特にPFIに関連することとして、国と地域の財政がより一層厳しくなりつつあるということが言えるかと思っております。

これは、臨財債の数字の見込みや、自治体の財政調整基金残高の推移などを見ても改めて実感しているところです。

そういう中で、改めて、国、地域の財政再建のために、シンプルなサービス購入型等も含めて、PFIの活用をより一層促進していく観点から、さらなるインセンティブ措置なども含めて検討することは意義があると思っておりますし、地域へのアナウンスなども含めて、ぜひ対応を検討いただけるといいかなと思っております。

2点目が、そのためにも是非、今の資料にあった方向性も含めて、既存の案件の、官民リスク分担の見直しも含めた適切かつ柔軟な再構築が各地域で行われるように指導をいただくことが重要、ということです。財政再建等へ向けて、PFIの活用を適切に一層促進していくべきところを、筋違いな誤解などが要因で、それに水が差されないように、ぜひ配慮いただけるといいかなと思います。

3点目が、コロナで顕在化した公共や地域の課題は、様々なものがあると思いますが、中でも、事務・事業の非効率、自治体のデジタル化の遅れとか、あとは、広い意味での地域のレジリエンシーの不足とかは、非常に重要な課題と思います。

前者に関して言いますと、自治体は人手不足もありますので、効率性、生産性を上げていくためにも、より一層、ハードだけではなくてソフトも含めて、幅広い官民連携やPPPを活用していくべきと言えると思います。手法としては、ペイ・フォー・サクセスとか、SIBなどの活用とも一体で地域に普及を図っていくということも重要だと思います。

また、後者のレジリエンシーに関しては、ニューノーマルのもとでの、公共サービス、公共インフラの新しい再構築の在り方であるとか、それに向けた民間のノウハウの活用の在り方とか、それらを通じた地域経済の骨太なリカバリーの在り方とか、そういったものについて、幾つかプロトタイプを設定して、今後こういった場でも議論できれば、有意義かなと思いました。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋専門委員 ありがとうございます。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士の高橋でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

やはり、我々も契約書の実務担当、専門家として、いろいろなところをお手伝いしていて、いろんなところで、問題が起こっているという状況ですけれども、やはり、自治体さんとかは、協議規定があっても、契約の変更に対しては、なかなか抵抗感が強いケースが多いのかなと感じております。

そうした意味で言いますと、かつ、割と災害であったり、あるいは短期的に比較的影響が見えて、かつ、対処も見えてくるというケースが主に想定されている不可抗力の中で、こういうなかなか先の見えない状況に対して、どう対応していくのかというのが、もともとある契約の中でも、必ずしも十分対応できるわけではないというところがありますので、そういうところで、やはり、契約の変更とか、条件の見直しというのは、しっかり考え方を整理した上で、柔軟に行うということ、やはりしていかないといけないだろうということ、やはり事例をせっかくここは集められたということもありますので、余り支障のない範囲で、契約の変更というのは、こういうふうに行っているよとか、事例を多く示していただいて、いろいろな選択肢を考える柔軟性を持つように、自治体を促していく

ということをより進めていくというのが、重要ななと思っております。

2点目は、これも既に分類されているとおりでありまして、やはりタイプ別というところは、すごく重要ななと思っております。

特に、サービス購入型とか混合型、独立採算型というところでも、もちろん分かれているわけですが、混合型とか独立採算型といっているものの中の割と多くのものは、外部からの収入を得る部分のサイズがすごく小さいということがあり、余りそこが大きい問題になるということはないのかなと思っております。

それに対して、コンセッションのように、ほとんど外部からの収入に頼るといふ事業の場合は、やはり、いわゆる独立採算型と言っている既存のPFIの一部収益部分があるというものとは、随分と違うということがあったり、あとは、公共側のほうに、かなり継続的に対価を払っていくというパターンというのは、これはコンセッション固有のお話かなと思っておりますので、その辺り、後ほど、空港のお話も出るのかなと思っておりますけれども、かなりタイプ別というところは意識して情報発信をしていくということが重要ななと思っております。

3点目は、時点の問題でして、もう既に契約をしてしまっているものと、それから、これから公募に入るもの、あるいは公募手続中のものというところで、同じコロナでも不可抗力としての位置づけは異なり得るといふことを、これは逆に、何でも同じで対応すればいいわけではないという意味で、注意喚起が要るのかなと思っております。

これから公募に入る場合には、コロナウイルスの影響であっても、既にある程度対応が分かっているものもあるわけでありまして、そういうものについては、むしろ事業者の善管注意義務の範囲内でしっかり対応し、それに関係するコストというのは乗せて事業を提案してくださいねということ、あつてしかるべきかなと思っております。

これに対して、提案時点で、そんなことを全く想像していなかった、既に契約してしまった案件というのは、やはりコロナというものは、より不可抗力に該当する範囲というのは広がっていくと思うので、その辺の時点の違いというところも、今後、情報発信の際には、ある程度意識をしたほうがいいのかと思っております。

コロナだったら何でも不可抗力ですなという、割とすごく大まかな質問回答が、質問で出てきて、当たるか当たらないかというところで、全部当ててくださいみたいな議論がされてしまうことが、間々ありがちですので、それは若干乱暴で、その事業の民間事業者の対応能力と予見可能性からしっかり判断していくということは、事案時点ごとで個別に考えていくところが必要だということ、これもどこかで伝えていくことが重要ではないかなと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 ベーカー&マッケンジー法律事務所の弁護士小林と申します。よろし

くお願いいたします。

ちょうど今、高橋委員のほうでおっしゃられた話と、大分かぶってしまうところではあるのですが、コロナの問題が、そもそも不可抗力に当たるかどうかというところに議論はあるにしろ、本来は契約の中で手当されているべきところであったところ、結局、実際に、このような事態が起きたときに、契約の条項では、なかなか合理的な結論が見出せないということで、ある程度協議に委ねたりとか、そういったような形にならざるを得ないような対応になってしまったというところに問題があるかと思っています。

実際に、7月7日に内閣府で出された通知を見ても、結局、コロナについては、不可抗力に該当する可能性が高いとしつつも、あとは皆さんにしっかり協議して、現実的な対応をしましょうねと述べるに留まっています。結局は、契約中でちゃんと合意できてなかったので、事後的に何とか合理的な対応を、合意ベースでやりましょうということをサジェストしているだけという形にならざるを得なくなってしまうと思います。

本来であれば、例えば、パンデミックとか、エピソードとかというのは、一般に不可抗力事由に入っていたりすることも、海外の事例ではあって、そうすると、それが不可抗力事由に該当する場合に、実際にどういう契約上の手当が規定してあって、それに従った処理をすればよかったというような形にまで、契約をちゃんと手当をしておけばよかったところ、（既存のPFIの事業契約等では）現実的にはワークしていなかったと。

実際に、（既存のPFIの事業契約等における）不可抗力の条項を見ても、物損とか、そういったことを前提としたような規定がほとんどという形になっています。実際、今回の追加の参考資料にある日本PFI・PPP協会の提言でも、不可抗力事由では、うまく結論が見出せないで、コロナの問題で緊急事態宣言とか法令が絡む点もあったことを踏まえて、いわゆる法令変更のほうで何とか処理できないかみたいな提言もありますけれども、そういった契約の手当をもう少しうまくできていればよかったのかなというような印象を持っています。

ですので、これからやる案件に関しては、そこら辺のことを意識した条項を入れるようにということで、ガイドラインの修正ですとか、できれば、ひな形の該当箇所の修正だったり、そうした条項案についての提案だったりとか、既存の案件に関しても、例えば、コロナが特に影響するような事業、給食センターのような、ある程度一定のオペレーションを現実に伴うようなものに関しては、事業契約等についてこういうような変更案もありますよというようなことを提言していくというようなことも重要なのかなというふうに思っています。

あと、コンセッションに関してのプロフィットとリスクのシェアというところに関して、今までやはりコンセッションであれば、民間が取ってしかるべきだねというところで割と済んでいたような議論であって、そこを民間のほうも、そこまで意識していなかったというところが、そこに非があると言われてしまえば、そうなのかもしれないですが、そこら辺のところをもう少し現実的なリスク分担というのを、これから考えていく必要があ

るのかなと思っています。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員 難波です。

今、既にお話しされていることとかぶるところもあるのですが、1つ目は、今回のコロナのパンデミックが不可抗力であるかどうかという議論もさることながら、不可抗力以外の部分というのもあり得るというのを、ちゃんと拾えるようにするべきかなと思います。

1つは、先ほど緊急事態宣言のようなものであったり、あるいは今回、自粛的な休館措置みたいなものもかなり多かったと思うのですが、それは、果たして不可抗力としてしまうのか、あるいはもう少し別の定義をして、そこでちゃんと拾っていくのかというのは、何かあったほうがいいのかと思います。

いきなり不可抗力とまでは言えないけれども、やはり契約の遂行に当たって影響のあるものというのがあったような気がするので、そこについてどう考えるのかという考え方をイメージできたほうがいいのかというものが1つです。

やはり、もともとの不可抗力事由が、基本的には施設に何らかの損傷を与えるものというようなものを対象としているイメージが非常に強いので、それ以外の部分についても、今回、7月に出された通達の中では、なお書きのところで、恐らく、物件以外というような表現で拾われているのかもしれないですが、その辺りも、もう少し明確に出されてもいいかなと思いました。

もう一点、これも既にお話としては出ていますが、契約の変更に関して、誰がどのように協議を始められるのかといったようなことを、既存の契約書の中で明示しているものというのは、ほとんどないと思います。

でも、これから特に長期にわたる事業に関しては、この不可抗力に限らず契約の変更の手続あるいはその交渉で、自治体の場合ですと、その際に議決がどのように必要なのかといったようなことについて、一定程度の目安を示せると、自治体の方にとっても、あるいは事業者の方にとっても安心材料につながるかなと思っています。

ひとまずは、以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、柳田委員、お願いいたします。

○柳田専門委員 柳田でございます。

私のほうから、まず、アンケートあるいは内閣府様からの通知等、ありがとうございます。

その中では、アンケート結果の中に、給食センターというような中で、対応にばらつきがあるということでございましたので、契約に基づくものであると、致し方ないところは

あるかと思いますが、もし、そうでないのであれば、やはり今後、何らかの形で、こういうものときは、こうすべきではないかというようなガイドライン等々で示していくことが、必要なのではないかなと思います。

もう一点でございますけれども、今後の新しい入札においてのコロナの対応なのでございますけれども、一定程度、入札の中においても、反映すべきではないかと思っております。全てをリスト的に、もう既に経験したことだからということで、民間のほうにということになりますと、それは入札価格的には高くなり、官の方から見たときに、必ずしもPFIはメリットが出ないというようなことにもなりかねないと思いますので、どういう条件までを、コロナの、この経験をどこまで今後の入札に織り込むかということは、可能な限り、入札時にお示しいただくことが、安価な、かつ良質なサービスを受けるという観点においては必要なのではないかと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 吉田でございます。

2点ございまして、まず、1点目でございますけれども、1つは、今回のアンケート結果では、約4分の1が影響を受けたという話でございますが、はっきりどこまで把握するか、非常に難しいところがあると思う中、気になるのは、最近、地域プラットフォームの効果もあって、地域企業の方が初めて参画することも増えてきており、その対応かと思えます。

こうした方々にとっては、なかなかPPP/PFIに関する情報の入手といったものが、大手企業さんに比べれば、やはり鈍くなってくると思います。

そうした中で、こういったことが起きたときに、公共は待っているだけではなく、公共側が管理者として、積極的に情報を把握するというような形が必要なのではないかと思います。こういったことがあって、やはりPPP/PFI事業に参画していくのは難しいということにならないように、情報発信をしていただけるといいかと思います。

2点目としましては、今、ほかの先生方からの御意見もあったところでございますけれども、アフターコロナといったところも見据えて長期間のPFI事業を考えていくと、やはり要求水準の見直しや、それから契約変更といったことが必要になってくると考えられます。

そうした中で、これまで、いろいろなPFI事業で、リスクが発現したときに、どのように対応してきたかといったことについていろいろなお話を聞くと、契約変更手続きをしたという事業は割と少なく、それ以外の方法で行ってきています。それは、やはり、議会に対しての対応の難しさといったことがあると思います。ですので、ぜひとも国のほうから、こういったときに、議会との対応も含めて、そこがやりやすくなるように後押ししていただけると、いいのではないかと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

○本田専門委員 柳川先生、すみません、富山市の本田でございます。

ここでちょっと退席したいのですが、最後に1点だけお願いします。

○柳川部会長 どうぞ。

○本田専門委員 今、吉田委員がおっしゃられたように、PFIの契約の変更には、議会の議決が必要ということで、そのためにも、国のほうから臨時会を開いてでも、きちんと遂行していくというようなことを、何か御指導いただければなと思います。これを1点だけ、つけ加えさせてください。すみません、よろしくお願いします。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、皆さん、御意見がまだまだおありかと思えますけれども、後で少しディスカッションの時間が残ることを期待しておりますので、そのときに、また、御発言を追加でお願いできればと思います。

事務局のほうから、何か追加で一言ありますか。

○井村企画官 次の部会に向けて、また、コロナウイルスの関係も議題にしますので、今回いただいた意見を踏まえまして、対応について検討していきたいと思えます。

○柳川部会長 とても重要な御指摘を幾つもいただきましたので、また、しっかりこの後につなげていきたいと思えます。

それでは、大変恐縮ですけれども、時間の都合がありますので、次の議題に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

国土交通省より、資料1-2の説明をお願いいたします。

○国土交通省より、資料1-2「空港コンセッションにおける新型コロナウイルス感染症の影響について」を説明。

○柳川部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見がございましたら、手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 大西です。

先ほど、私ちょっと発言できませんでしたので、先ほどの部分の航空以外の話も関係してきますが、まさに航空の話で一番大きなもの、コロナの示唆というのは、PFI事業が、やはり公的サービスを提供しているという点を、改めてちゃんと確認すべきかなと私自身思っています。コロナが不可抗力かどうかという問題はあるわけなのですが、行政の一義的責任というのは、やはりPFI、民間にいろいろ委託していますが、とはいえ、これは公的サービスであるという原則について、きちんと、これを確認しておくということが一番

重要な話なのだと思います。

そうすると、リスク分担というか、リスク負担の問題がポイントになってくるわけなのですが、避けなければいけないの、やはり、例えば関空もそうですが、事業経営が回らなくなってきたのでやめますとか、事業サービス供給に影響を及ぼすということだけは、やはり避けないといけないと、それは行政の責任だと思います。

そういった観点から、必要な支援、ここで支援パッケージを、空港のほうでも検討されているということで、まさに必要なことだろうと思っております。

ここはPFIの話をしていますが、まさに航空の話、あるいはもっと大きな交通という話のレベルで、どういう支援が必要かということを中心に検討していくということで、そういうスタンスが必要かなと思っております。

1点、すみません、足立委員がおっしゃった、財政的問題の話が出ましたが、まさにそういう視点は重要だと思うのですが、一方で、行政のほうに財政の問題があるので、PFIを推進するとすれば、ともすれば、民間に負担を押しつけるようなメッセージになりかねないと思いますので、その点だけ、特にコロナというコンテキストの中で、誤解がないような形で発信していくことが重要かなと思いました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋専門委員 高橋でございます。

2、3、ちょっと質問と意見といたしますか。

1つは、なかなか、特に空港の場合、みんな困っていて、何かを免除してあげると、誰かは苦しむみたいところがちょっとあって、空港の仕事をやっていると、エアラインの賃料を減免すると、空港会社がどんどん苦しくなっていくみたいところがあって、その辺のところ、中での押しつけ合いみたいにしかな、結局なっていないとなってしまうと、要するに、誰から沈んでいくかを決めているだけ、という形になってしまうところがあるので、まさに、今、大西委員がおっしゃったとおり、全体としてのネットワークをサービスとして継続するというのが、視点として重要だと思っておりますので、そこら辺のバランスは特に意識する必要があるのではないかなと思っております。

もう一点、これもちょっとコメントなのですが、先ほど御指摘のあった運営権対価の分割払いのところなのですけれども、まず、これは別に、事業者が経営を失敗したわけでも何でもないわけですね。外から来てしまった不可抗力だということでは、この経営状態が悪化したというのは、経営がうまくいか、下手とか、そういう話ではないということであり、かつ避けがたいということでもあります。

それで、運営権対価の払い方というのも、結局、事業の収益性の波の形といいますか、そういうものに合わせて払っていくということ自体は、極めて合理性があると思っております。まして、事業が悪化した場合において、特に不可抗力のない事象で、簡単に言うと、ベー

スラインがしっかりしていて、ある程度右肩上がりに行くねというものに対して、分割して支払っていくというイメージで作っていたのが、もっとでこぼこし始めたということを考えると、そのでこぼこに合わせて、運営権対価の払い方を組み直すということは、十分合理性があることなのではないかなと思っております。

ここで特に強調しておきたいのは、今申し上げたとおり、別に経営を失敗したわけではないので、この組み直しに伴ってペナルティが発生するみたいなことが起こると、これは非常に本末転倒な話になってしまうと思いますので、そこについては、やはり、これは別に、民間が経営に失敗して払えなくなったので勘弁してくださいということを、しようがないなおまえと言って、猶予してあげるというお話ではなく、外的な要因で事業の収益性の形のでこぼこが変わってしまったと。そこに対して帰責性がありませんというところに対して、その形に合わせた支払いに組み直すということを、要は契約交渉によって条件変更しているだけなのであって、繰り延べしてくださいというような、不払いを、自分の責任で起こしたというものとは違うという意味で、ぜひペナルティの発生しない着地をしっかりとするという事は、しないといけないと、そうでないと、若干間違ったメッセージで伝わってしまうというところがあると思うので、その辺は、ぜひ、念頭に置いた形の対応を御検討いただくというのが大事かなと思っております。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、柳田委員、お願いいたします。

○柳田専門委員 柳田でございます。

空港のコンセッションに関しましては、多分PFIの中では、ほかとは全く比較にならない甚大な影響を受けている分野だと認識しておりまして、その中で、国交省様を含めて、いろいろな御対応をされているということに関しては、多分、そのほうに関しましても、大変助かっているのではないかなと思っております。

大西委員がおっしゃったように、まさに、公的サービスでございますし、高橋委員がおっしゃったように、空港コンセッションになったから起きた事象ではなく、コンセッションなくして、官側で対応されていて、都市も、このコロナの影響は甚大な影響を受けていらっしゃると思われまますので、そこのところを、経営が悪化したというところと、コンセッション事業者の責任において経営が悪化したというところと、違った観点によって、支援をサポートしていくということは、必要な措置なのではないかなと思っております。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員 御説明ありがとうございます。

事業者とヒアリングをして協議に入るとおっしゃられていた、運営事業期間の延長の件ですけれども、先ほどの議論のところと共通だと思うのですが、民間事業者側が投資を行

うような事業について、投資回収と事業期間というのは非常に大きな、密接な関係があるので、先ほど事業のタイプ別あるいは施設のタイプ別というお話が、高橋委員からもありましたけれども、投資の有無というのも大きなタイプだと思います。

それについて、事業期間というのは非常に大きな影響を与えるので、先ほどの資料1-1の柔軟な対応のところ、ぜひこのコンセッション、空港の事業期間の延長と同じように、事業期間の期間の見直しですとか、延長の対応というのを同じように入れていただくとありがたいなど、御意見として、お伝えしたいと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、国土交通省、よろしくをお願いします。

○国土交通省 委員の先生方、御指摘ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおり、公的サービスという言葉もありましたけれども、私どもも、空港は、公共交通という役割と、それから、需要が回復した後は、成長戦略の牽引者とも考えておまして、言ってみれば、空のインフラというような位置づけだと思っています。

その中で空港は、インフラを構成するのに不可欠になるということだと思っていますので、その御指摘も十分踏まえながら進めていきたいと思っています。

それから、高橋委員からもありましたが、エアラインとの負担の付け回しみたいになって、結局、今、申し上げた空のインフラ全体が円滑に立ち行かなくなるということになってしまうと思いますので、そういう意味で、パッケージというのは、航空会社も空港も、それから、そこで仕事をしている関連事業もということ視野に入れたパッケージということですが、これは、先ほど申し上げましたが、今後さらに追加することを検討していくということで、特に来年度予算の編成過程で、年末に向けて、できる限り具体化していきたいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

まだまだ御質問、御意見はおありかと思えますけれども、時間が押していますので、次の議題に進みたいと思います。

いずれにしても、この空港の話は、とんでもないことが起きた事態ではありますし、今、御説明があったように、国にとっても、あるいは全体の政策にとっても非常に重要なものだと思いますので、しっかりと対応したいと思っております。

それでは、次に、事務局より、議事2の説明をお願いいたします。

○事務局より、資料2-1「PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）の取組状況について」および資料2-2「PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）の取組状況について 参考資料集」を説明。

○柳川部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、足立委員、お願いいたします。

○足立専門委員 御説明ありがとうございます。足立でございます。

2、3点ございます。

まず、項目で言えば、8番の人材育成に関することとして、参考資料のほうで言えば、12ページ目でございます。ぜひ進めていただければと思うのですが、パブリックマイスターの専門性として、「行政実務」と記載がございますが、重要な肝としては、手続とか実務ということよりは、なかなかこれは難しいですけれども、マインドといいますか、動機づけといいますか、その辺が大変重要と思います。なかなかこの辺を科学するというのは難しいところがありますが、ぜひ有意義な制度になるように配慮いただければと思いますし、そういった意味では、人選が非常に重要になってくる面もあろうかと思えます。

2点目ですが、項目で言えば、9番です。20万人以上の市区町村での優先検討規程策定を、引き続き進めていくとか、策定がまだまだの20万人未満の市町村に向けて一層の指導をすとか、そういう記載があります。ただ、これも、言わずもがなではございますが、自治体は結構真面目なので、策定自体は、指導すればするのですが、ただ、公共施設等総合管理計画などでもそうだったのですが、策定が目的化してしまうということが、結構、現場の声を聞いていても多く見受けられるところだと思えます。

ですので、「策定は手段であり、目的に向かって、これをどう生かしていくかといったところが重要」という点の指導や、また、既に策定だけして何も状況の変わっていない自治体のフォローアップとか、それを踏まえたサポートとか、そういったところにも目を配っていきけるといいのかなと思えます。

3点目が、10番の地域プラットフォームです。これも似たような観点からの指摘になるかもしれませんが、優先検討規程同様、施策を打っていただいてから、5年、6年ほど経つかと思えます。

国の支援によるプラットフォームの第1号が出たのが、平成27年度と早やだいぶ前のことになると思えます。その後、協定プラットフォームなども含めて広がってきていることは、内閣様等々の御尽力で大変素晴らしいことだと思えますが、初期に出てきたプラットフォームで、どういう成果、課題が出ているのか、その辺を踏まえたPDCAをどう回していくべきか、それを踏まえた先進事例の普及、横展開などをどう図っていくべきか、といったことをそろそろやるべき時期に来ていると思えますので、是非ご検討をいただけるといいかなと思えます。

あと、最後に、資料3もちよっと触れていただきましたので、御説明にあった点とは少し違う点になりますが、1点だけ申し上げられればと思えます。

資料3の5ページ目です。上下水道については、コロナの中で、各地の自治体におい

て、料金減免ですとか、支払い猶予とか、そういった取組がなされており、改めて上下水道事業の公共・公益性の認識が各地で高まっているかと思えますし、そういう意味では、官民連携には一見逆風とも捉えられがちかもしれません。ただ、一方、こういった中影響により、本来やらなければいけない施設更新の遅れなどがますます懸念されるような状況にもなっていますし、これは裏を返せば、広域化や官民連携の適切な活用の必要性がより一層高まっているということが言えるかと思えます。

表の中で、水道の②番にあるように、まさにコンセッションにこだわらずに、広域化や多様な民間手法の適切な活用といったことがポイントになると思います。コロナ禍での影響の中だからこそ、より一層重要性が高まっているといったことのアナウンス、また活用促進する観点からの施策等の検討が重要だと思いますので、意見として申し上げます。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは続いて、山口委員、お願いいたします。

○山口専門委員 青山学院大学の山口です。御説明ありがとうございました。

私から2点ほどありまして、まず、1点目が4番のSPC株式の流動化の促進なのですが、こちらは基本的にリスクマネーの供給主体を運営主体から、機関投資家等にシフトさせるというところが大きな趣旨かと思うのですが、先ほどの、いわゆるアンケートの回答等を見ると、その譲渡先が同業他社というのが書いてあって、その同業他社への譲渡というのは、いわゆるもともとの運営事業者が、例えば、一部の企業が倒産したとかで、事業ができないといった形で運営そのものを継続する上で、同業他社に譲渡する必要があるという話なので、ここで言う株式の流動化とそもそも趣旨が違うと思いますので、SPCの株式の流動化というところの、やはり意義と定義をもう少し整理をしていただいて、その上で、議論をもうちょっと整理したほうがいいのではないかと思います。これは、1点目です。

もう一点が、8番、専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等とありますが、こちらに関して、既に国土交通省がPPPサポーター制度というものを設けていまして、その中には、地方自治体の経験のある職員がサポーターとして選ばれて、実際に、いわゆる地方自治体からの質問等に対応する体制がありますので、これとは別に、今回、内閣府を中心として設けるといった場合に、2つ設けるなら設けても構わないと思うのですが、いわゆる両者のすみ分けというか、どんなことをそれぞれで対応するのかというのは、きちんと役割を明確にしたほうがいいのではないかなと、あるいは国交省の制度と統一させていくといったところ、少し検討が必要なのではないかなと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員 難波です。

それでは、3点あるのですけれども、1つ目がSPCの株式の流動化というところで、先ほども御指摘があった同業他社へのというところの文言というか、やはり気になります。場合によっては事業の組成が事業の段階によって変わってきたことによってということも考えられるとしたら、同業他社というのは、決してふさわしい形ではないのかなと、建設系のゼネコンさんが運営事業者に対してというようなことも考え得ると思うので、同業他社というところにこだわる書き方かどうかというのと、やはり、このSPCの株式の流動化に関して、基本的にはコンセッションを対象に考えられているのかと思うのですが、自治体さんがやられているPFI事業で、株式の譲渡禁止みたいな文言が盛り込まれている案件は、すごく最近増えてきていて、何かそこに意味があるのか、ちょっと疑問に感じているところもあるので、もう少し広いところにも適用していただけるようなことがあればいいなと思っています。というのが1点目です。

2点目が、パブリックマイスター制度に関してなのですが、この仕組みがうまく行くようになれば良いなと思うのですが、相対での関係だけではなくて、何らかの形で、先ほど来出ているプラットフォームを活用するような、プラットフォームに対して、例えば、この人たちを派遣して、もう少し広く何かできるような仕組みというのを考えられてもいいのかなというのが感じたことです。というのが2点目です。

最後に、小規模自治体のPPP/PFIの普及という点で、これも何とかしてプラットフォームを上手に使って、広域連携の枠組みを作って、広域連携の中で何らかのPPP/PFIのバンドリングをしていけるというような仕組みを、すぐということではないですが、考えていけるようになっていくと、もう少しプラットフォームも、今の事業構想の話し合いをしたり、キャパビルをしたりというだけではなくて、もう少し一歩進んだプラットフォームの形というのを考えていけるようになるのではないかなというようなことを、ちょっと感想ですが、思いました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 大西です。

私は2点ございまして、まず1点目ですけれども、このSPCの流動化の話で、昨年度来、この件については慎重に検討したほうが良いとコメントをしているのですが、まず、山口委員がおっしゃられたように、その意義自体をきちんと定義しないと、何がポイントかということが、やはり、議論のスタート点がないと思いますので、流動化が目的化するのはなくて、何のためにということをはっきりさせることが重要だと思います。

あと、重要なことは、やはりSPCの株式が別の主体に移ることによって、きちんと新たな株主が事業の経営を継続的にやってくれるかというところがポイントだと思いますので、もし、ファイナンスの問題であれば、例えば、議決権のない株式を導入するか、そういったこともあるのかなと思いました。

もう一つポイントとなるのかなと思うところは、情報公開の話で、売り手と買い手の間で、きちんと事業のリスク等に関する情報が共有されるかどうか、という点です。その辺が多分ガイドラインの中でも、作成するとすれば、ポイントかなと思います。

もう一点、人材育成のほうで、今のこの取組、こういったパブリックマイスターとか、これは進めていく必要があると思います。

これと同時に、私は土木がバックグラウンドなのですが、その中で金融の方とお付き合いしていて、この土木と、いわゆる建設のグループで、そして、金融のグループ、この運営のグループという、この3つで結構会話が成り立っていないことが多いです。

この言語の共有化みたいなところを進めていくというか、この辺のコミュニケーションがうまくできるようにならないと、真の意味でのPFIの担い手という、民間のプレイヤーというのが、なかなか難しいのではないかなと、これは大学の責任も重いのですが、ちょっとそういうところも、今後配慮していく必要があるかなと思いました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員 2点あるのですけれども、1点目は、公共施設等運営権者が実施できる業務範囲等の明確化についてのところですが、検討の方向性の中で、恐らく議論の対象になっているとは思いますが、立地外である隣接地に新施設をとなっていますけれども、これは、もちろん立地内で同機能の新施設とか、そういうのも議論になっているかと思えますので、これは確認を含めた意見です。

申し上げたいのは、これの逆のパターンで、技術の進歩等で、必要な施設そのものが半減で済むようになってきたときに、残地をどうするのかという扱いが出てくるかと思えますので、その残地部分を附帯施設だとか、あるいは民間の収益施設を作ることで、より運営が安定化するか、そういった形に持っていけるのかどうかというのも、1つ議論の対象になるのかなと思います。

2つ目は、これは、人口20万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の件で、茂原と小郡で、こういった事例は、非常に分かりやすく、恐らく小さい地方公共団体さんにとってはありがたい事例紹介だと思います。

これにあわせて、例えば、こういう小規模の自治体で、かつ小規模の事業、5億円ですとか、ここでいうと3億円、こういった小規模の事業であっても、財政負担というのがどのくらい減るのかとか、あるいは減ったのかとか、減る見込みだとか、あるいは地域経済、地域企業への寄与がどの程度ありそうなのかとか、そういった、財政的な面と地域経済の面にも触れられたことが併せて紹介されると、非常に小規模自治体にとってはありがたい話かなと思いますので、事例紹介の例示の仕方を工夫していただきたいと思いました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木専門委員 鈴木でございます。

ちょっと、どこのページという形ではないのですが、先ほどの最初の議題にありました、コロナの影響というところに関係するかと思うのですけれども、公共事業であることから、なるべくサービスを提供し続けなければならないためには、どうやって事業を継続するか、レジリエントの事業も、ビジネスモデルにするかというところが、非常に最初の設計のところ肝かなと思ひまして、例えば、一般的な民間の企業ですと、今回のコロナで、コングロマリット経営をやっているところほど影響は少なく、先ほども空港のところ、お話がありましたように、例えば、航空会社は、その航空のビジネスだけなので、非常にダメージが大きかったというところがあるかと思ひます。

ですので、最初にプロジェクトとして認めるときに、水道事業ですとか、空港事業とかという形だけでなく、何か影響を打ち消すような、そういうもの同士を1つの事業としてカップリングするみたいなことも、これからは検討していく必要があるのではないかと感じました。

民間では、そういうようなことを、今、盛んに検討しておりますので、それによって、事業が継続的に運営できて、国民に対してもサービスが提供し続けられるというところがあると思ひますので、そういった議論が可能なのかどうかというのと、するのであれば、どういったところであればいいのか、プラットフォームというのは、よくそういった部分の役割を担うかと思ひますが、そういったところも感じたところでもありますので、コメントをさせていただきました。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 吉田でございます。

2点ほど申し上げたいのですが、まず、1点目ですけれども、資料2-2の10ページで、「地方公共団体が要するアドバイザー費用に対するより適切な支援について」の表について、今後、こういったものを公表されていくに当たっては、できれば、各対象施設における補助金、交付金制度の名称や、負担の内容も含めて整理をしていただけるとありがたいと思ひます。

次に2点目でございますけれども、人口が20万人未満の自治体において、PPP/PFIを促進させていくという点につきましては、これまで小規模自治体の方がPPP/PFI事業を進めてきた、その経験談を聞くと、やはり、人の面というのが非常に大きいと思ひます。それは庁内におけるキーパーソンであったり、それから、他市等の経験者とのネットワークであったり。

もちろん、手引なども必要であり、その上でということにはなるのですけれども、手引を作るときにはそういった話も、具体的にどうどのように進めていったらいいのか、ほか

のこれまでの事例を含めて、御紹介いただきたいと思います。

それから、先ほどから出ているマイスター制度や、あとは地域によっては、地銀さんの活用といったことも、非常にポイントになってくると思いますので、それらことをも含めて、御提示できるといいと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 小林です。

先ほどの皆様、既にコメントをされているところではあるのですが、SPCの株式譲渡に関してなのですけれども、そもそも現状、コンセッション事業であれ、通常の従来型のPFIであれ、譲渡を前提に事業に参画されている方というのが、そんなに多くないという認識を持っております。そもそも譲渡の予見可能性が非常に低くて、基本的に落札した後に締結する基本協定の中で、（国・地方公共団体等の）承諾なく譲渡できないでしょうということがデフォルトになっていて、どういう場合に譲渡できますよというところが、クリアに書いてある案件というのはほとんどないという認識でいます。そうすると、なかなか譲渡をエグジットに事業参画ということは、そもそも想定しがたいようなスキームになっているので、本当にそういったことを推奨されたいのであれば、そういったところも、契約の形から直していくということまでやらなければいけないのかなと思っています。

他方で、先ほど、大西委員のほうでもおっしゃられていたとおり、公的サービスという面から、譲渡性をどこまで高める必要がそもそもあるのかというところを、他方で考えなければいけないかと思っています。公益性、公的な部分を重視すれば、当然、承諾の要件を緩めて譲渡し易い方向にすると、多分ならないでしょうし、現状あるような譲渡先の実施能力とか、そういったことを重要視せざるを得ないかと思われま。

他方で、ファイナンスというところだけ強調するのであれば、現状も、そのコンセッションに関しては、いわゆる無議決権株式に関しては、その譲渡に公共は関与しませんよということは、ガイドラインでも規定していますし、個別の案件でも規定しているので、それで良いように思われます。ファイナンスの観点から、議決権株式に関しても譲渡性を高めるニーズがあるのであれば、例えば、一定割合までは譲渡は可能ですよとか、そういったことをもっと明確に打ち出していく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと幾つか御質問等もあったと思うのですけれども、何かお答えできる範囲で、お答えいただければと思います。

○井村企画官 特に、意見が多かったのは、SPC株式の流動化に関して、いろいろ御意見をいただいたと思っていますので、まずは、その目的なり、そういったところからしっか

りと整理するというような御指摘ございましたので、次の部会までには整理をしたいと思
います。

あと、人材育成につきましても、資格制度の関係で、いろいろな御意見いただきました
ので、検討していきたいと思っております。

あと、人口20万人未満の導入促進についてでございますけれども、いろいろ参考となる
御意見いただきましたので、その辺りも含めて検討を進めていきたいと思っております。

○柳川部会長 どうぞ。

○波々伯部参事官 すみません、財間委員から、運営権者が実施できる業務範囲等の明確
化について、今の検討の現状等について御質問がありました。

参考資料の2ページに示しているのは、あくまで、これもある程度としか書いていない
ものですから、今、検討しているものの一例でございます、これ以外にも委員から御指
摘のあったように、既存の立地内で行われる新設行為だとか、そうしたものも想定される
かと思えます。

また、地理的な関係だけではなくて、既存の運営権施設との、また関連性だとか、機能
面での関連性だとか、そういったことも、この一定の範囲内の検討においては必要だと考
えております。

いずれにしても、いろいろな事例を整理して、現実の事例に即して、しっかり線引きな
どを検討してまいりたいと思っております。

また、例えば、半分で土地が済んだときの収益施設などの運営ということについても、
現状でも実施方針などに盛り込めば可能だと思っておりますけれども、コロナの影響など
もあったりとか、あるいは人口減少という話もありますので、これは拡大するという話だ
けではなくて、施設を縮小とかするパターンも併せて、これからちょっと検討してまいり
たいと思っております。

以上です。

○柳川部会長 どうぞ。

○阿部企画官 資格関係のところについては、基本的に方向性としては御理解をいただ
けたと思っておりますので、いただいた御意見を踏まえまして、例えば、プラットフォーム
への活用ができるようにでありますとか、ちょっと他の制度とのデマケーションをどのよ
うに考えるかですとか、そういったようなところについては、御意見を踏まえて進められ
るようにしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○柳川部会長 それでは、ちょっと時間が迫っておりますので、随分たくさんの貴重な御
意見をいただきましたので、事務局のほうでしっかり整理、深掘りをしていただきた
いと思っております。

それでは、最後の議題ですけれども、議事3の説明を事務局からお願いいたします。

○井村企画官 議事3、資料4の「PFI推進委員会等のスケジュール（案）」について御
説明をさせていただきます。

今年度の予定を示しているものでございますけれども、一番上がPFI推進委員会ということで、来月の12月8日に委員会の開催を予定してございます。

計画部会につきましては、次は2月2日を予定してございまして、内容としましては、本日御議論いただきました新型コロナウイルスの関係で、今後の対応についての検討について御報告させていただければと思います。

あと、アクションプランにつきましては、令和2年度のものにつきまして、具体的な取組の進捗状況について、各省での取組状況もございますので、その辺りについても御報告をさせていただきたいと思います。

本日御議論いただいた内容についても、フォローアップできればと思っております。

さらに、次のアクションプランの改定に向けた方向性について御議論いただければと考えてございます。

事務局の説明は、以上でございます。

○柳川部会長 今回のスケジュール等について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、こういうスケジュールで進めさせていただくということで、最後に、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○井村企画官 本日は、長い間、御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

次回の第25回の計画部会でございますけれども、2月2日を予定しておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○柳川部会長 それでは、以上で閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。